「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

平成 22 年 10 月 14 日 (下線部分変更)

	新	旧
投資信託等の運用に関する規則		投資信託等の運用に関する規則
第1条~第3条 第2節 運用指図等 (取引等の指図)	(略) (略)	第1条~第3条 (同 左) 第2節 運用指図等 (取引等の指図)
第4条 投資信託委託会社(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。)は、証券投資信託の信託財産(以下「投資信託財産」という。)に係る運用の指図に当たって、当該運用の指図を行う時点における市場の状況や価格などを総合的に勘案した上で、投資信託財産にとって最も有利と判断する条件によって運用の指図を行うように努めるものとする。なお、取引所を通さない取引など引合いを要する取引については、当該判断に関する事跡を明確化するものとする。		第4条 投資信託委託会社(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、」「委託会社」という。)は、証券投資信託の信託財産(以下「投資信託財産」という。)に係る近の指図に当たって、当該運用の指図を行う時点における市場の状況や価格などを総合的に案した上で、投資信託財産にとって最も有利と判断する条件によって運用の指図を行うようにめるものとする。なお、取引所を通さない取引など引合いを要する取引については、当該判断しておける。これによります。
(取引等の指図に係る留意事項) 第4条の2 委託会社は、投資信託財産の設定までに仕組債等の発行のための条件について事 前調査を行う場合には、当該仕組債等への運用の指図において前条に規定する判断に当た って、当該仕組債等の価格及び利率等の条件は当該運用の指図を行う時点の市場の状況等 により定まるものであり、当該時点でのみ決定されるものであることに留意するものとする。		関する事跡を明確化するものとする。 (新設)
	(以下略)	(同 左)
附 則 この改正は、平成 22 年	10月14日より実施する。	